

令和8年6月1日

指定就労移行支援事業所 管理者様
指定就労継続支援A型事業所 管理者様
指定就労定着支援事業所 管理者様

東大阪市福祉部障害者支援室
障害福祉認定給付課長

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労定着支援の在宅利用における支給決定の取扱いについて

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「就労継続支援B型の在宅利用における支給決定基準について（令和8年6月2日付け東大阪福障認第626号）」の施行に伴い、「就労移行支援、就労継続支援B型及び就労定着支援の在宅利用における支給決定の取扱いについて（令和3年4月8日付け東大阪福障認第109号）」の対象から就労継続支援B型が除かれることとなります。通知を改正し、取り扱いが下記のとおりになりますので、ご確認のうえ、ご対応をお願いします。

記

1 在宅でのサービス利用の要件 就労移行支援及び就労継続支援A型

令和3年度の報酬改定等に伴い、在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとなります。

以下、在宅利用の手続きとなります。なお、令和2年度より引き続いて在宅でのサービス利用を行う場合は、改めて以下の手続きが必要となります。

(1) 在宅利用について ※下線部がこれまでからの変更箇所

(利用者要件)

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した利用者。

(事業所要件)

- ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。

- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

(その他)

在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

(2) 支給決定等の流れ

- ① 利用希望者が事業所に在宅利用受け入れが可能か相談する。
↓
- ② 事業所は、利用希望者の在宅利用の必要性についてアセスメントする。
↓
- ③ 事業所は、アセスメント結果を踏まえて「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用のための申立書」（別紙）（以下、「申立書」という。）を作成する。
（記載項目1）本人が在宅利用を希望する理由
（記載項目2）記載項目1を踏まえた事業所としての支援方針及び支援内容
（記載項目3）在宅でのサービス利用における支援効果及び運営規程の状況
↓
- ④ 利用希望者もしくは事業所は、事業所のアセスメント後に市に申立書を添付の上、支給申請する。
（必要に応じて、市が申立書に関する事項や在宅利用の必要性に関するアセスメント結果及び支援方針をお聞きする場合があります。）
↓
- ⑤ 市は、上記③の申立書及び上記④を基に、利用希望者が上記在宅利用の対象者像にあてはまるか否かを判断する。
↓
- ⑥ 市は、受給者証の発行に際して支給決定内容欄に「在宅利用」の旨を付記する。
↓
- ⑦ 事業所は、受給者証が「在宅利用」となっていることを確認してから在宅利用のサービスを提供する。

2 対面での支援の要件緩和（就労定着支援）

運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援となります（運営基準の見直し）。

※下線部がこれまでからの変更箇所

（対面要件の緩和）

就労定着支援事業者は、利用者に対して支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行う。

【資料】

就労移行支援、就労継続支援A型における在宅利用のための申立書

（サービスの支給決定に関すること）

障害福祉認定給付課

電 話：06-4309-3184（直通）

F A X：06-4309-3813